

序章

計画策定にあたって

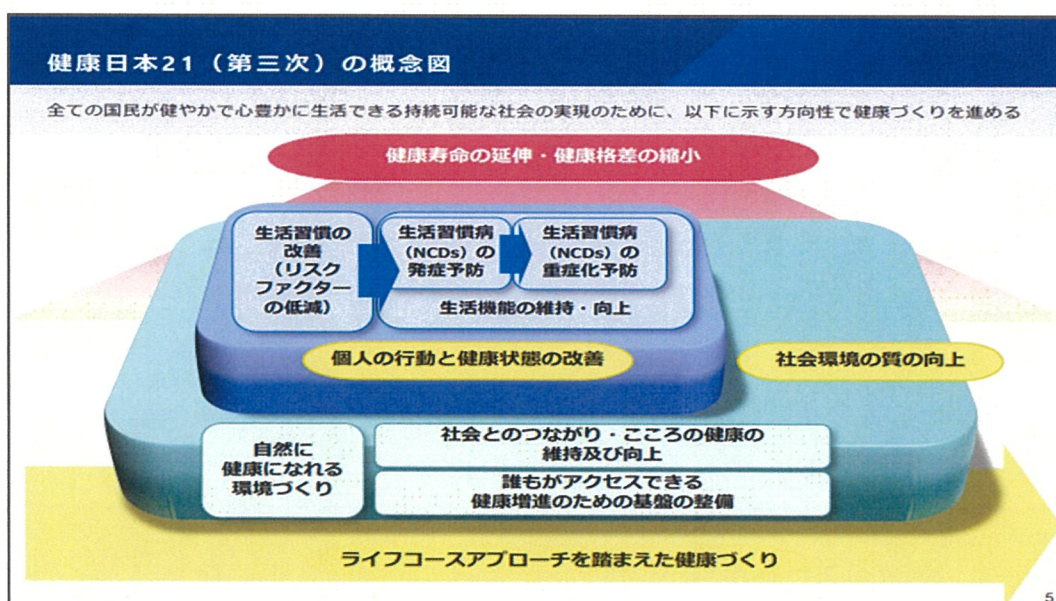
第1節 計画改定の趣旨

国民誰もが、より長く元気に暮らしていくための基盤として、健康の重要性はより高まってきており、平時から個人の心身の健康を保つため、健康づくりの取組を更に強化していくことが求められています。平成25年度からは、健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく方針である国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針(平成24年厚生労働省告示第430号)を定め、「21世紀における第2次国民健康づくり運動(健康日本21(第2次))」(以下「健康日本21(第2次)」という。)を開始し、令和5年度までを計画期間として、取組を推進してきました。

健康日本21(第2次)の最終評価等を踏まえ、当該方針を改正します。全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、誰一人取り残さない健康づくりの展開(Inclusion)とより実効性をもつ取組の推進(Implementation)を通じて、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を示し、令和6年度から令和17年度までの「21世紀における第3次国民健康づくり運動(健康日本21(第3次))」を推進していくこととし下記の4つの基本的な方向が示されました【図表1】。

- (1)健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- (2)個人の行動と健康状態の改善
- (3)社会環境の質の向上
- (4)ライフコースアプローチ(胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくり)を踏まえた健康づくり

【図表1】



また、基本的な方向性を達成するため、現状の数値とおおむね12年後の目標値を掲げ、目標の達成に向けた取り組みがさらに強化されることになりました。

南風原町では平成15年3月に、「健康日本21」の取り組みを健康増進法に基づき、南風原町の特徴や、町民の健康状態をもとに、健康課題を明らかにした上で、生活習慣病予防に視点をおいた、健康増進計画「健康はえばる21」を、平成25年3月に「健康はえばる21(第2次)」を策定し、取り組みを推進してきました。

今回、示された基本方針の方向、目標項目については、【図表2】のように考え、これまでの取り組み評価、及び新たな健康課題などを踏まえ、【図表3】を基に健康はえばる21(第3次)を策定します。

図表 2

「健康日本2 1（第3次）」の基本的方向性と目標項目

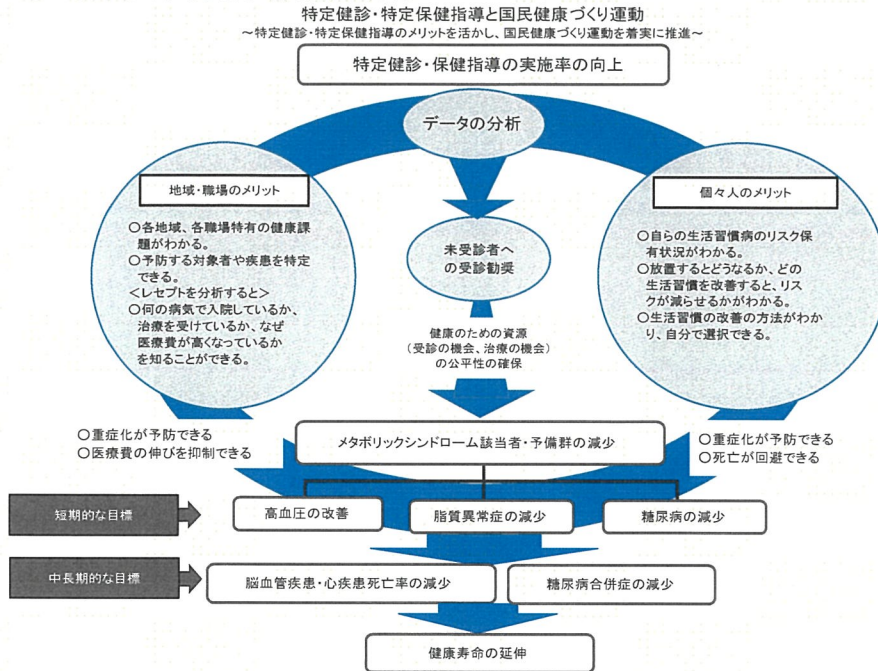
ライフコースアプローチ項目

●すぐやか親子2 1の指標項目

1. 健康寿命の延伸・健康格差の縮小		妊婦	こども	成人	高齢者	死亡					
		胎児（妊婦）	0歳	1歳	3歳	18歳	20歳	40歳	65歳	75歳	死亡
2. 個人の行動と健康状態の改善	生活習慣の発症予防と重症化予防	がん	☐ がん検診の受診率の向上 ☐ がんの年齢調整罹患率の減少								☐ がんの年齢調整死亡率の減少
		COPD									☐ COPDの死亡率の減少
		循環器病	☐ 高血圧の改善 ☐ 脂質（LDL）高値の者の減少								☐ 脳血管疾患・心疾患の年齢調整死亡率の減少
		糖尿病	●乳幼児健診受診率の向上 ☐特定健康診査実施率の向上 ☐特定保健指導の実施率の向上 ☐メタボリックシンドロームの該当者及び ☐糖尿病の合併症（糖尿病腎症）の減少 ☐治療継続者の増加 ☐血糖コントロール不良者の減少 ☐糖尿病有病者の増加の抑制								
	生活習慣の改善	栄養・食生活	●低体重児の割合の減少 ①適正体重を維持している者の増加（肥満、若年女性のやせ、低栄養傾向の高齢者の減少） ②●児童生徒における肥満傾向児の減少 ③バランスの良い食事を摂っている者の増加 ④野菜摂取量の増加 ⑤果物摂取量の改善 ⑥食塩摂取量の減少								
		身体活動・運動	①日常生活における歩数の増加 ②運動習慣者の増加								③運動やスポーツを習慣的に行っていない子どもの減少
		休養・睡眠	①睡眠で休養が取れている者の増加 ②睡眠時間が十分に確保できている者の増加 ③過労労働時間6.0時間以上の雇用者の減少								
		飲酒	①生活習慣病（NCDs）のリスクを高める量を飲酒している者の減少 ②●20歳未満の飲酒をなくす								
		喫煙	①喫煙率の減少（喫煙をやめたい者がやめる） ②●20歳未満の者の喫煙をなくす								
		歯・口腔の健康	③●妊娠中の喫煙をなくす ①歯周病を有する者の減少 ●むし歯のない3歳児の増加								②よく噛んで食べることができる者の増加 ③歯科検診の受診者の増加
		生活機能の維持・向上	①ロコモティブシンドロームの減少 ②骨粗鬆症検診受診率の向上 ③心理的苦痛を感じている者の減少								
		3. 社会環境の質の向上	個人の取り組みでは解決できない地域社会の健康づくり	☐ メンタルヘルス対策に取り組む事業場の増加 ☐ 心のサポーター数の増加 ☐ 地域の人々とのつながりが強いと思う者の増加 ☐ 社会活動を行っている者の増加 ☐ 地域などで共食している者の増加 ☐ 社会活動を行っている高齢者の増加							

【図表3】 特定健診・特定保健指導と国民健康づくり運動

図表2 特定健診・特定保健指導と国民健康づくり運動



なお、本計画は平成27年9月に国連サミットで採択され「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に資するものです。SDGsの「誰一人取り残さない」という考え方は、住民の主体的な健康づくりを地域全体で支え、誰もが生涯にわたって健康で幸せに暮らすことを目指す本町の健康づくりの方針と一致しています。本計画においてはSDGs17のゴールのうち「2 飢餓をゼロに」「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「5 ジェンダー平等を実現しよう」「8 働きがいも経済成長も」「11 住み続けられるまちづくりを」「16 平和と公正をすべての人に」「17 パートナリーシップで目標を達成しよう」の8つを念頭に地域や関係団体等と連携しつつ、町民の健康を支える仕組みづくりに取り組みます。

■本計画に関わるSDGsの目標



第2節 計画改定の性格

(1) 計画の位置づけ

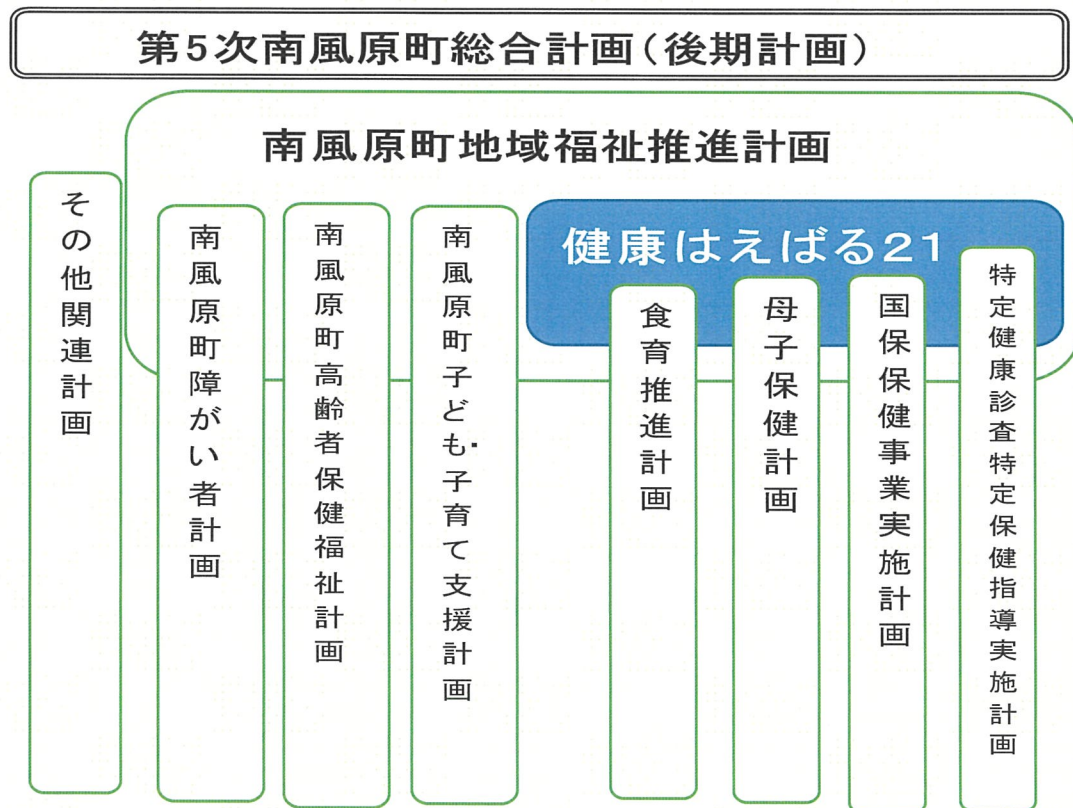
本計画は、健康増進法第8条の規定に基づき策定する「市町村健康増進計画」です。また食育基本法第18条の規定に基づく「市町村食育推進計画」、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づく「市町村自殺対策計画」として位置づけます。

また本計画は、第5次南風原町総合計画を上位計画とし、町民の健康の増進を図るための基本的事項を示し、推進に必要な方策を明らかにするものです。本計画の推進にあたっては、国の「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」を参考にしています。また、保健事業の効率的な実施を図るため、医療保険者として策定する高齢者の医療の確保に関する法律に規定する特定健康診査等実施計画と国民健康保険法に基づく保健事業の実施などに関する指針に規定する保健事業実施計画（データヘルス計画）を一体的に策定することで、医療保険者として実施する保健事業と事業実施者として行う健康増進事業との連携を図ります。同時に、今回の目標項目に関連する法律及び各種計画との十分な整合性を図るものとします。なお、本計画は、【図表4】及び【図表5】に示す国・県・町の関連計画等と整合性を図りながら策定しています。

【図表4】

法 律	沖縄県が策定した計画	南風原町が策定した計画
健康増進法	健康おきなわ21	健康はえばる21（第3次）
高齢者の医療の確保に関する法律	沖縄県医療費適正化計画	南風原町特定健康診査・特定保健指導実施計画、保健事業実施計画
子ども子育て支援法	黄金っ子応援プラン	南風原町子ども子育て支援事業計画
がん対策基本法	沖縄県がん対策推進計画	健康はえばる21（第3次）
歯科口腔保健の推進に関する法律	健康おきなわ21	健康はえばる21（第3次）
老人福祉法 介護保険	沖縄県高齢者保健福祉計画	第7次次南風原町高齢者保健福祉計画 第6期介護保険事業計画
食育推進基本法	食育推進計画	健康はえばる21（第3次） （南風原町食育推進計画含む）
自殺対策基本法	沖縄県自殺総合対策行動計画	健康はえばる21（第3次） （南風原町自殺対策計画含む）

【図表5】



第3節 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和17年度までの12年間とします。なお6年（令和11年）を目途に中間評価を行います。

第4節 計画の対象

本計画は、胎児期から高齢期までのライフコースアプローチに応じた健康増進の取り組みを推進するため、全町民を対象とします。